

# くすの樹



2014年 1月

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 くすの樹ビル TEL: (0985) 24-8820 FAX: (0985) 22-2937 URL: <http://miyazakichuo-lo.a.la9.jp/>



撮影 押方 梢

## 新年おめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。

本年は安倍政権の暴走の中、激動の幕を開けました。

一昨年末の衆議院選、昨年7月の参議院選で多数議席を得た自民・公明連立の安倍政権は、国民の圧倒的多数が反対し、全国各地で未曾有の反対運動が展開される中、昨年12月6日、特定秘密保護法を短期間で強行採決しました。この法律は国民の目、耳、口を封じ戦争へと突き進んだ戦前の治安維持法と同質であり、国民主権と民主主義、平和主義という憲法の基本理念を真向から否定する希代の悪法です。国民の力で必ず廃止させなければなりません。

安倍政権は3.11東日本大震災後の復興、原発事故の処理の見通しすらない中、原発再稼働推進、消費税増税、TPP推進、集団的自衛権の容認、憲法改悪等を強硬に進めようとしており、戦後最大の危機を迎え、これらに対する私たち国民のかつてない運動が必要です。

当事務所は、今年1月より新たに三浦杏奈弁護士を迎え、弁護士6人体制になりました。皆さんと共に、生活と権利、平和憲法を守り活かしていくために、所員一同一層努力して参ります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

### 宮崎中央法律事務所

弁護士 成見 幸子  
弁護士 成見 正毅  
弁護士 谷口 純一  
弁護士 成見 暁子  
弁護士 江原 健太  
弁護士 三浦 杏奈  
事務職員一同



強行採決 民主主義を踏みにじる安倍内閣・与党の暴挙

# 秘密保護法

憲法違反の法律は廃止に！堂々と知る権利・表現の自由を行使しよう

政府・与党は、圧倒的国民の反対の声を無視して、特定秘密の保護に関する法律(秘密保護法)「修正案」の採決を強行し、秘密保護法は昨年12月6日に成立しました。審議すればするほど問題点が国民の目の前に明らかになり、反対の声が届くので、これを怖れて政府・与党は一気に強行採決したもので、暴挙というほかありません。しかしがっかりしている場合ではありません。憲法違反、国民敵視の秘密保護法を廃止に追い込み、民主主義と基本的人権が守られる社会をともにつくっていきましょう。

## ●空前の広がりを見せた 国民の反対の声・声・声

参議院強行採決の12月6日、東京日比谷野外音楽堂には1万5000人が詰めかけ、数万人の市民が国会を取り巻き、全国で抗議集会が開かれ、宮崎でも約400人が山形屋前に集まり、秘密保護法絶対廃案を訴えました。日本弁護士連合会と全国52単位弁護士会全てが法案に反対し、多くの法律家団体も反対の声明を発表しました。政府が短期間に実施したパブリックコメントでは8割の国民が反対ないし慎重な意見を述べ、福島市で開催された公聴会においては公述人全員が反対、懸念を表明し、世論調査でも過半数の国民が反対、8割以上が慎重審議を求めました。秘密保護法案に反対する声は、学者や研究者、演劇や映画、音楽分野などで活躍する著名な文化人、ジャーナリストや報道機関からも次々と沸き起こり、国内外の反対の声は空前の広がりを見せました。

## ●海外も注目、国際機関・NGOが 相次ぎ懸念を表明

成立した秘密保護法は、ツワネ原則など、表現の自由や知る権利の保障に関する国際人権基準も全く満たしません。2013年11月22日には、国連表現の自由に関する特別報告者フランク・ラ・ルー氏、健康の権利に関する特別報告者アナンド・グローバー氏が「透明性は民主主義における核心的要求であり、法案は秘密性について過度に広範かつ曖昧で、内部通報者やジャーナリストに対する深刻な脅威を含む」などとして、懸念を表明。同年12月2日に

は、国連の人権のトップである国連人権高等弁務官ピレイ氏が、極めて異例にも法案の内容に強い懸念を表明して拙速審議をしないよう求めました。その他、ヒューマン・ライツ・ウォッチやアムネスティ・インターナショナル日本、国際ペンといった国際的な人権NGOが次々と具体的な問題点を指摘して懸念を表明してきました。

## ●危険な秘密保護法の正体

これほどの国内外の反対の声が上がる程、秘密保護法案は危険な内容を持ち、審議すればするほどその危険性が明らかになっていきました。

①「行政機関の長」が、防衛、外交、スパイ、テロにかかわる広範な情報を「特定秘密」に指定して、何が秘密なのかも秘密にします。秘密の範囲は不明確で、秘密指定の濫用をチェックする第三者機関もありません。これでは、国民の生活にかかわる重要情報のほか、憲法違反や重大な権力犯罪、人権侵害等が秘密指定され半永久的に隠ぺいされる危険があり、国民の知る権利が侵害されます。

②特定秘密の漏えいや、「管理を害する方法での取得」、教唆や共謀、扇動そのものを重罰で処罰する規定が設けられた反面、内部告発者に対する保護はなく、報道の自由が損なわれ、市民社会による行政の監視機能が損なわれ、萎縮させられる危険があります。国会議員や裁判官、弁護士も処罰の対象となり、国会や司法による行政のコントロールが損なわれ、権力の濫用を防ぎ基本的人権を守ろうとする三権分立が後退する危険があります。

③特定秘密を取扱う者を選別する口実で、「適性評価制度」が導入され、公務員や民間労働者及びその家族のプライバシー情報を政府が堂々と収集管理し、利用できるようになり、思想信条による差別、監視・密告が横行する危険があります。

## ●迷走に迷走を重ねた 奇々怪々な「修正案」

法案の問題点の指摘に対して、政府は何一つまともな説明をせず、権限もないのに引っ張り出された森担当相の答弁は迷走を重ね、その末に「修正案」が出てきましたが、①秘密指定期間を60年に延長して「永久秘密」まで認め、②権限も責任も明確でない内閣総理大臣の関与で「秘密の闇」をさらに深め、③重要な課題を附則で先送りなど、むしろいっそう悪いものになってしまいました。

## ●狙うはアメリカと一緒に 戦争できる国づくり

イラクが大量破壊兵器を保有するとアメリカの誤情報を鵜呑みにしてイラク戦争に加担したことの反省を一切しない政府に、未だ密約の存在を頑と認めない政府に、特定秘密を語る資格はありません。

国家安全保障会議(NSC)設置法と同時に生まれた秘密保護法は、続いて予定されている「集団的自衛事態法案」や「国家安全保障基本法案」と結びつき、アメリカと軍事情報を共有すると共に、戦争を遂行しやすい国民の目・耳・口をふさぐことが狙われています。侵略戦争拡大に利用された戦前の軍機保護法と同じです。

石破自民党幹事長がブログで思わず漏らした本音「デモはテロ」発言は、こうした国民を敵視する秘密保護法の狙い、反民主主義的性格をあらわにしました。

### ●主権者として表現の自由、知る権利を堂々行使しよう

表現の自由、知る権利は、とりわけ重要な基本的人権として、憲法が、主権者である私たちに保障しています。秘密保護法は成立しましたが、憲法に違反する運用は許されません。これからも、主権者として堂々と政府に情報を求め、表現の自由、知る権利を行使し、政府に憲法違反行為がないかどうか、しっかりチェックしていきましょう。

国民主権をより確立するため、情報公開制度や公文書管理制度こそ改正して、充実させていきましょう。

### ●参議院本会議で反対討論 仁比そうへい議員

参議院本会議で反対討論に臨んだ日本共産党の仁比そうへい議員は、「追いつめられているのは、安倍政権と暴走する与党の側であります。たとえ国会の多数をたのんで強行しても、法案の施行など許さない、廃止も求める国民のたたかいは一層燃えさかることになるでしょう。」「憲法を高くかかげ、米軍とともに海外で戦争する国に変える企てと断固としてたたかう決意を申し述べます。」と力強く表明しました。

仁比そうへい参議院議員→



### ●憲法違反の特定秘密保護法は 廃止しよう

安倍内閣と与党が、こんなに強引に成立を急いだのも、反対世論の高まりを怖れたからでした。

秘密保護法は施行まで1年あります。主権者としての力に自信をもって、秘密保護法を施行させないよう、改めて廃止させるよう、意思表示を続けていきましょう。

2013年夏の参議院選挙では、たくさんのご支援ありがとうございました。参議院議員になりました仁比そうへいさん、ただ今国会で大活躍中です。私たちの声を国会に届けその実現に奮闘していただくことを期待します。これからも、ぜひ仁比そうへい議員の活動にご注目をお願いします。

## あなたの会社大丈夫？

## ブラック企業についてご相談を

弁護士 谷口純一

あなたの会社では、異常な長時間労働が行われていませんか？残業代の不払いがありませんか？人格非難や過剰な叱責はありませんか？有給を拒否されていませんか？——

一つでも当てはまれば、ブラック企業かもしれません。注意が必要です。

昨年ブラック企業対策弁護士団という弁護士団ができました。自分の会社がブラック企業かもしれないと思ったら、弁護士団に所属する弁護士に相談することをお勧めします(当事務所では、3人が弁護士団に所属しています)。

残業代の不払いなんて、みんなやっているじゃないかと思う方がおられるかもしれません。実際、残業代未払いに関するご相談は少なくないので、残業代がきちんと払われていない会社はけっこう多いと思います(金額をごまかしている会社もあります)。

しかし、残業代の不払いは、労働基準法で罰則が設けられています。つまり、残業代の不払いは飲酒運転と同じ「犯罪」なのです。

長時間労働は、うつ病や、脳・心臓疾患を引き起こします。最悪のケースでは、過労死という結果が生じてしまいます。非常に悲しいことです。残業代を払わせることには、長時間労働に歯止めをかけ、労働者の心身を守るという大事な意義があります。

残業代を払わないとか、通常許容された限度を越す残業を強いることは、労働者の心身に危険を生じさせるという意味でも、飲酒運転車と変わりません。

人格攻撃や過大な叱責も、労働者のうつ病を引き起こすという意味では変わりません。

国が認めているだけでも、多忙な業務等によって、脳・心臓疾患を患った人は、年間123人、自殺に追い込まれた人も年間93人にのぼります(平成24年)。決して人ごとではありません。

過労死は防ぐことができます。会社がおかしいと思ったら、自分や家族の身を守るために、是非、当事務所の弁護士にご相談下さい。



## 事件紹介

## 公務員遺族補償年金 受給資格の男女差は憲法違反

大阪地裁判決で初判断！～遺族補償年金等不支給取消請求事件

弁護士 成見暁子

遺族補償年金の受給資格が男女で異なっているのをご存じでしょうか。夫死亡の場合、妻は年齢に関係なく受給できるのに、妻死亡の場合、夫の受給には年齢制限があります。この差が憲法14条法の下での平等に反し無効だとする初めての判決が出ました。

Tさんの妻は、公立中学校の先生でしたが、授業が成り立たない荒れる学級、生徒からの暴力等によりうつ病を発症し、51歳で自死しました。しかし当初公務災害とは認められず、同僚の教師や労組など多くの支援を得て裁判をたたかい、勝訴判決を得て、Tさんは2010年に公務災害認定を受けました。私は、この公務災害を認めさせる裁判から弁護団に参加していました。

Tさんは、妻死亡時に年齢制限にかかる51歳。遺族補償年金請求が不支給とされ、提訴しました。国は、妻は家庭責任を負う面が強く就労が困難で独力で生計を維持しにくい、と主張しましたが、判決は、制定当時は一定の合理性があった、としつつ、共働きが一般的になり、男性の非正規雇用者も増加しており、男女の区別は合理性が失われるに至った、と判示しました。



欧州は、1970年代以降に同様の寡夫年金差別が問題となり、克服し、法制度全般の男女平等を一気に押し進めた歴史を歩きました。過去の性別役割分業の結果生じた社会実態上の男女の統計的差異に基づいて男女を差別的に取扱うことは許されないとするルールが確立していきました。

一見女性を優遇しているかに見える遺族補償年金の年齢制限規定は、夫は仕事、妻は家庭との性別役割分業を前提とし、女性労働者が夫と同様の補償を家族に残せないという女性差別の側面を持ち、男女共同参画社会の理念とも相容れません。国の制度改革が真剣に問われます。が、国は控訴。

## カジノの妄想

## カジノに反対する宮崎・県民の会発足

弁護士 成見幸子

安倍総理、石原慎太郎などが最高顧問に名を連ねる国際観光議員連盟は、「カジノ特区」を観光の目玉にして、外国の金持ちを呼び込んで、カジノから収入を上げ、経済波及をもたらすという妄想をばらまいています。宮崎にも2013年10月カジノ合法化、誘致を目指す国際観光議員連盟がつくられました。

カジノはれっきとしたギャンブル場であり、ギャンブル・賭博は刑法185条などで禁止されており、決して許されないとの最高裁の判例もしっかり健在です。一攫千金を夢み、勤労意欲を失い、ギャンブル依存症に陥って人格破壊、家庭破壊、経済破壊に陥る有害無益の存在です。将来が不安な青少年に対しカジノを与えることは、憲法や子どもの権利条約に違反します。宮崎は、ギャンブル性をますます高めているパチンコの人口当たりの台数が日本一であり、所得は最下位に近く、破産・離婚・自殺は最上位に近い破綻ぶりなのに、これにカジノが加われば、他に例を見ないギャンブル漬となっていきます。太陽と緑、自然の美しい、歴史と生活に根ざした健全な観光のある宮崎にカジノは全く似合いません。松林10万本が伐採された人工リゾートにカジノの上塗り許してはなりません。

子どもを生き育て守る宮崎母親大会連絡会、子どもの権利条約の宮崎の会は、カジノ合法化に反対し、宮崎に誘致を求めないように県知事、市長、県議会、市議会に要請書を提出しました。そして、ギャンブル依存症の学習会などに取り組む中で、同じ憂いを持つ団体や個人によりカジノに反対する県民の会ができました。今後、多くの県民の皆様の参加を得て、カジノを作らせない運動を強めたいと思います。



## 特別寄稿

## 国民救援会

## 人権と民主主義を守る救援運動に取り組んでいます

堀田孝一さん(国民救援会宮崎県本部事務局長)

国民救援会は、戦前の小林多喜二をはじめとする「戦争反対」を唱え弾圧された被害者を救援するために1928年に作られました。

戦後は、松川事件をはじめ、様々なえん罪や権力による弾圧被害者の救援、労働組合の支援のない職場での労働者の解雇撤回のたたかい支援、等々、人権と民主主義を守る救援運動をおこなっています。

今日では全国約4万6千人の会員で、人権と民主主義を守る運動に全国で重要な役割を發揮しています。

日本の人権状況は、日本国憲法や世界人権宣言、国連人権規約に定められた人権は保障されていません。日本は国連からしばしば勧告を受ける「人権後進国」であり、憲法をいかに世界標準の人権を確立する、国民救援会の活動がもためられています。

最近では、2012年国公法堀越事件で、言論弾圧事件で初めて最高裁で無罪判決を勝ちとりました。また2010年の足利事件につづき、11年布川事件、12年東電OL殺人事件と、無期懲役という重大事件であいつぎ再審無罪判決を勝ちとるなど、国民救援会の活動が注目を集めています。

現在では、静岡袴田事件、名張毒ぶどう酒事件とともに、私たちは、ここ福岡高裁宮崎支部で審理されている鹿兒島・大崎事件の原口アヤ子さんの第二次再審請求審での再審開始に向けて、運動の面で毎週の宣伝・署名・パレードや裁判所・検察庁への要請行動・集会等全力をあげて取り組んでいます。一人でも多くの皆様のご支援をお願いします。

福岡高裁宮崎支部 法廷へ向かう原口アヤ子さんと弁護団→



## 事件紹介

## 原口アヤ子さんの再審無罪を勝ち取ろう！大崎事件

弁護士 成見正毅

- 1 大崎事件とは、1979年10月12日に鹿兒島県大崎町で起きたとされる事件で、原口アヤ子さん(1927<<昭和2>>年生まれ<<85歳>>)が他の3名の共犯者と共に殺人及び死体遺棄を犯したとされる事件です。

実行者は共犯者らのみ3人で、共犯者らは罪状を争わず、自白事件として処理され、控訴もなく満期服役しました。原口さんは取り調べから確定判決に至るまで一貫して自らの関与を否認し、本人の自白は一度もありません。原口さんは共犯者の供述のみで懲役10年の判決がなされ、控訴、上告の後確定し、10年間服役しました。

原口さんは1995年4月第一次再審の申立をし、鹿兒島地裁は2002年3月再審開始を決定したものの、検察官が即時抗告した福岡高裁宮崎支部は2004年12月9日これを取消し、特別抗告の最高裁もこれを維持し、再審開始になりませんでした。この後原口さんは2010年8月第2次再審請求を行いました。鹿兒島地裁は2013年3月棄却の決定をし、原口さんが即時抗告の申立をし、現在福岡高裁宮崎支部で審理が行われています。

- 2 この審理の中で、弁護側は、原審で提出した上野鑑定書(法医学関係)と高木・大橋鑑定書(供述心理関係)の各鑑定人の証人尋問申請、未提出の捜査資料開示、提出を強く求めました。

これについて裁判所は、各鑑定人の証人調べを認め、昨年10月と11月に証人調べが行われ、その内容は弁護団の主張に沿う素晴らしいものでした。また捜査資料について裁判所は、検察側に開示と提出を勧告し、原審で存在しないとしていた資料を含め、相当数の資料が提出され、事案解明に資しています。このように控訴審は再審開始の方向に大きく動いています。国家権力による免罪の被害者である原口さんの再審無罪を勝ち取るために、一層大きな支援が求められています。

# Q&A

## 離婚

私は、11年前に夫と結婚し、現在子どもが2人(9才、5才)いる専業主婦です。最近、夫が浮気していることが発覚したため、離婚したいと思いますが、どうしたらよいでしょうか？また、夫にはどんな請求ができますか？



回答 弁護士 江原 健太

### Q どうすれば離婚できますか？

失敗を謙虚に反省し、許し合い、やり直すということができず、残念ながらも「離婚した方がお互いや子どものため」との結論に達した場合には、なるべく早めにきちんと解決して、次の新しい人生を踏み出したいものです。

まず夫婦で話し合い、子どもの親権者を決め、離婚届に署名・押印して、役所に提出します(協議離婚)。どちらが親権者となるかなど条件面で夫婦に争いがある場合や、夫が離婚自体に応じない場合には、あなたは家庭裁判所に調停を申し立てることになります。

### Q 調停はどんな手続きですか？

調停手続では、2名の調停委員が仲介役となって話し合いをサポートします。あなたと夫は別々に部屋に呼ばれ、調停委員に要望を伝え、話し合いを進めます。話し合いがまとまれば、調停成立となります(調停離婚)。

意見の対立が解消せず、話し合いがまとまらなければ、調停は終了し、あなたは家庭裁判所に訴訟を提起することになります。

### Q 訴訟はどんな手続ですか？

訴訟手続は、裁判官が、証拠に基づいて白黒結論を出す手続です。離婚については、証拠上離婚原因があると判断すれば離婚を認める判決をします。夫が離婚に応じず、浮気も否定している場合には、あなたが夫の浮気を立証すれば、裁判官が離婚の判決をしてくれます。浮気(不貞行為)は離婚原因の一つです。他にも生活費を渡さない(悪意の遺棄)とか、DVなどの婚姻を継続しがたい事由がある場合にも、離婚が認められます。親権者についても、裁判官があなたと夫のどちらが親権者にふさわしいかを、子どもの福祉の観点から判断し決定します。

慰謝料は、離婚原因を作った責任のある者が支払う精神的苦痛の賠償です。あなたは夫に、浮気の慰謝料を請求できますが、金額は事情により異なります。

夫が民間企業の会社員や公務員の場合、夫の年金が一部分割され上乘せしてもらえる年金分割も請求できます。

### Q 離婚までの生活費は？

離婚成立までに時間がかかる場合があります。その間、収入の多い方は少ない方に生活費(婚姻費用)を支払う義務があります。あなたは夫に婚姻費用を請求でき、夫が払わない場合には、調停手続で話し合い、まとまらなければ審判手続に移行し、裁判官が金額を決めて夫に支払いを命じてくれます。

### Q お金の請求はできますか？

離婚にあたっては、子どもの養育費や財産分与、慰謝料、年金分割など、いろいろな請求ができます。

養育費は、離婚後、子どもを養育する側からしない側に求める、子どもの養育にかかる費用のことで、互いの収入に応じて金額が決められます。

財産分与は、婚姻期間中に夫婦で築いた財産を分けることで、名義にかかわらず取り分は原則2分の1です。不動産や預金、保険、場合によれば退職金なども対象になります。

### Q 自分で手続できるか不安です

離婚は、夫婦で感情的な対立が生じやすいものです。DVやストーカー被害には適切な対処が必要です。

離婚について不安や悩みがあれば、ぜひ当事務所にご相談下さい。アドバイスはもちろん、離婚交渉から調停、裁判での代理人を務めサポートし、あなたの意向をできるだけ手続に反映できるようにお手伝いします。

## 法律相談のご案内

事前にお電話でご予約下さい。紹介者は不要です。紹介者がある場合には予約の際におっしゃって下さい。法律相談料は原則として30分5, 250円(税込)ですが、ご準備が難しい方は、法テラスも利用できます。その他不明な点は遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

<業務時間> **ご予約☎(0985)24-8820**

●平日9:00~17:00

●第1, 3, 5土曜日9:00~13:00



宮崎駅・南宮崎駅から車で5分、バス停「裁判所前」「県庁前」から徒歩1分・「橋通1丁目」から徒歩3分。県庁前楠並木通りに面した、宮崎小学校正門入口へ入る角のビル。1階に駐車場有り。